

掛川市条例第9号

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年掛川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則中第7項から第10項までを削り、第11項を第7項とし、第12項から第14項までを削る改正規定を次のように改める。

附則第7項中「には」の次に「、平成25年3月31日までの間」を加え、「掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）附則第11項により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「給与条例附則第11項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与条例附則第11項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改める。

附則第12項から附則第14項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。